

# 新型コロナによる出席停止期間の数え方

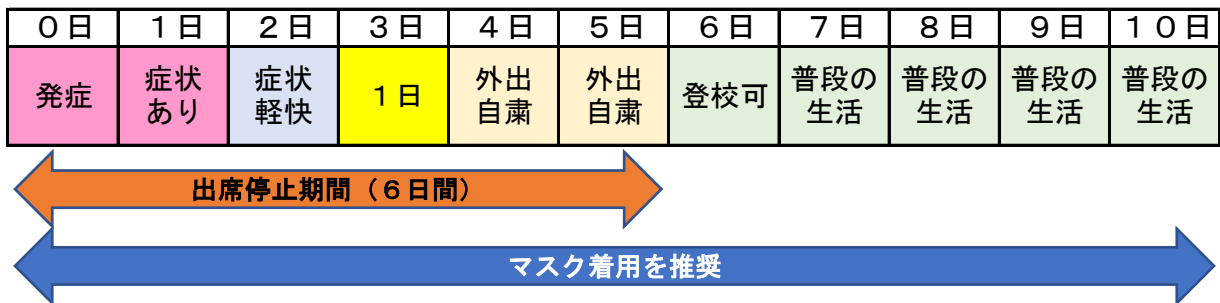
## 【新型コロナ出席停止期間の基準】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

### 【補足説明】

- ①「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ②「発症した後5日」や「症状が軽快した後1日」は、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- ③この基準より出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されません。
- ④出席停止解除後においても、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

### 【例1】発症から2日目に症状軽快した場合（期間短縮にはなりません）



### 【例2】発症から6日目に症状軽快した場合（期間が2日間延長します）

